

被害回復・社会復帰アドバイザーの運用に関する要綱の制定について（ 例規）

（最終改正：令和元年11月22日 組対第72号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。）第16条に規定する被害回復アドバイザー及び施行規則第25条に規定する社会復帰アドバイザーの運用等に関し、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 勤務場所
- 職務
- 事務処理要領
- 勤務時間の割り振り等
- 身分証明書
- 服務
- 離職

等です。